

事務連絡
令和3年10月15日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

ストレスチェック制度に係る職業性ストレス簡易調査票（57項目）等の
多言語版の公開について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申
し上げます。

近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働
者が5割を超える状況にある中、事業場において、より積極的に心の健康の保持
増進を図るため、平成18年3月31日に「労働者の心の健康の保持増進のため
の指針」が公表され、その後、平成26年6月25日より心理的な負担の程度を
把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づ
く面接指導の実施を事業者^に義務付けること等を内容としたストレスチェック
制度（労働者数50人以上の事業場において、年1回のストレスチェックが義務
づけ）が実施されているところです。

ストレスチェックは、調査票を用いて、労働安全衛生規則第52条の9第1項
第1号から第3号までに規定する3つの領域（*）に関する項目により検査を行
うこととなりますが、事業者がストレスチェックに用いる調査票としては、厚生
労働省が示している「職業性ストレス簡易調査票」を用いることが望ましいとさ
れています。

（*）3つの領域

- ① 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- ② 心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- ③ 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目



この度、この「職業性ストレス簡易調査票」等の多言語版が厚生労働省ホームページに公開されましたので、貴団体傘下の会員へ周知いただき、外国人労働者を雇用する事業場にあっては、当該簡易調査票が活用されるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、下記の事項についても同様に会員事業場へ周知くださるようお願いいたします。

- 1 厚生労働省のホームページに、メンタルヘルス対策に係る資料等が掲載されていますので、取組を進めるための参考としてご活用いただくようお願いいたします。

厚生労働省ホームページアドレス（メンタルヘルス対策・過重労働対策等）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

- 2 厚生労働省ホームページより、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のサイトへ移ることができますので、職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトである「こころの耳」についてもご活用いただくようお願いいたします。（別添リーフレット参照）

- 3 鳥取産業保健総合支援センター（鳥取市扇町 115-1 鳥取駅前第一生命ビル 6階 電話：0857-25-3431）において、ストレスチェック制度の導入に関する支援を始め、「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援やメンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援などのメンタルヘルス対策全般について対応する総合相談等を無料で行っていますので、職場のメンタルヘルス対策を促進するためにご活用いただくようお願いします。